

町職員採用試験のお知らせ(追加募集)



願書受付は1月10日(金)午後5時までです

■一般事務職、土木技術職、 建築技術職員を採用予定

町では、令和2年度採用の町職員採用試験(追加募集)を実施します。

- ▼採用予定日
令和2年4月1日(水)
- ▼受験資格
平成5年4月2日～平成14年4月1日に生まれた者
- ▼採用予定人員
 - ①一般事務職(高卒程度) 1人程度
 - ②土木技術職(高卒程度) 1人程度
 - ③建築技術職(高卒程度) 1人程度
- ▼申し込み手続き
 町発行の採用試験申込用紙に必要事項を記入し、受験票の返信用として84円切手を貼った封筒(宛先、郵便番号を明記)を同封し、「令和2年度採用予定 甲佐町職員採用試験申込」と朱書きした封筒に入れて、簡易書留郵便で送付してください。お持ちになる場合は、町総務課窓口へ提出してください。
 ※試験申込用紙は町総務課の窓口または郵便で請求してください。町公式ウェブサイトに掲載します。
- ▼申し込み受付期限
令和2年1月10日(金)午後5時(受付時間は、土・日曜日および祝日・年末年始を除く午前8時30分～午後5時)
 ※郵送の場合は、令和2年1月10日(金)までの消印有効です。
- ▼第1次試験
 - ・試験日時
令和2年1月26日(日)午前8時30分
 - ・試験会場
町総合保健福祉センター(予定)
- ▼第2次試験
 - ・試験日
令和2年2月23日(日) 予定
 詳細は、町公式ウェブサイトの職員採用試験実施要項をご覧ください。

町総務課 ☎ 096-234-1140(内線 221)

■町が運営する公共交通

町では、地域における通勤・通学・通院・買物など、私たちの日常生活に不可欠で身近な公共交通(生活交通)の1つとして、町営バスを運営しています。

■町営バスについて

町営バスの運賃や路線については、次のとおりです。

▼運賃

一律200円

(小学生以下、「障害者手帳」所持の方は半額)

※町住民生活課窓口にて、回数券や定期券の販売もあります。

▼路線

【宮内方面】役場前～六谷 1日5往復

フリー乗降制で便利な町営バスをご利用ください



宮内方面1日5往復、竜野方面3往復運行中

【竜野方面】役場前～目野入口 1日3往復

▼時刻

時刻については、町公式ウェブサイトや役場窓口に備え付けの時刻表をご確認ください。

■「フリー乗降制」をご利用 いただく大変便利です

町営バスでは、バス停以外の場所でも路線上の任意の位置で乗降できる「フリー乗降制」を導入しています。

最寄バス停まで距離がある場合など、「フリー乗降制」の対象区間内であれば、バス停以外の場所で運転手に意思を伝えると、好きな位置でバスに降り降りすることができます。

乗車される際は、急カーブや信号の近くでない安全な場所まで、運転手によく見えるように手を挙げてお待ちください。

降車される際は、お早めに運転手に降車場所(目印)をお伝えください。

▼対象区間

【宮内方面】下豊内バス停～

六谷バス停

【竜野方面】横田バス停～目野

入口バス停

町地域振興課 ☎ 096-234-1154(内線 236)

国民年金

新成人の皆さんへ
20歳から国民年金



詳しくは町住民生活課にお尋ねください

■国民年金はみんなの支え合いの制度です

国民年金は、老後や障がいを負ったときの生活を、現役世代のみんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、20歳から60歳までの人が加入し、国民年金保険料を納め続けることで、老後や病気が、けがなどで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国が責任をもって運営するため安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

■国民年金の給付は3種類

国民年金には、65歳以降、生涯

にわたり受け取れる「老齢年金」のほか、病気や事故で障がいが残った場合に受け取れる「障害年金」や、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた配偶者または子が受け取れる「遺族年金」があります。

■国民年金保険料の納付が免除または猶予される場合も

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。また、学生の人は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

免除または猶予をされる際は、申請が必要です。

■国民年金保険料は期限内に納めましょう

国民年金保険料を未納のままにしておくと、老後や障がいを負ったときに年金が受け取れないことがあります。保険料は必ず期限内に納めましょう。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所

☎096・367・2503

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線 104)

国民健康保険

■国民健康保険は加入者の皆さんの助け合いの制度です

国民健康保険は、加入者の皆さんが国民健康保険税を納付し、病気やけがに備える制度です。その制度のおかげで、私たちは医療費の一部を負担するだけで医療を受けることができています。

もし国保がなかったら、医療費は全額自己負担になります。国保制度を支える貴重な財源である国保税を納めない、この制度が成り立たなくなってしまう。

■国保の加入・脱退は忘れずに届け出ましょう

国保税は、加入の届け日からではなく、国保加入の資格を得た日から課税され、やめる月の前月まで

国民健康保険税が国保を支えています



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

で計算されます。

加入の届け出が遅れたり、ほかの保険に加入したのに国保をやめる届け出をしないままだと、保険料と国保税を二重に支払ってしまうこととなります。

■国保税を滞納すると

高額な医療費を負担する前に限度額認定を受けていけば、医療費の自己負担は限度額までで済みません。しかし、限度額認定を受けられない場合は、高額な医療費をいったん窓口で負担しなければなりません。

さらに、滞納が続くと、通常の保険証より有効期限が短い「短期保険証」や保険証の代わりとなる「資格証明書」が交付される場合があります。「資格証明書」は、国保の被保険者であることを証明するだけのものです。医療費はいったん全額自己負担となります。

■納付には口座振替が便利です

皆さんの支え合いで成り立っている国保の健全な運営のために、国保税は納期限までに納めましょう。

納付には、便利で安心、確実な口座振替がおすすです。

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線 106)